

令和2年

夏の交通事故防止県民運動

運動の目的

夏は、季節特有の解放感、暑さや行楽による疲労などによる交通事故の多発が懸念されるため、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

7月20日(月)～7月31日(金)

スローガン

気をつけて 子供に自転車 お年寄り

運動の重点

- (1) 歩行者(特に子供と高齢者)の保護
- (2) 飲酒運転・スピード違反・過労運転等の防止
- (3) 自転車の安全利用の推進



令和元年度 交通安全ポスター作品コンクール
優秀賞(茨城県議会議長賞)

鹿嶋市立波野小学校(当時) 2年
大内 悠生 さんの作品

主唱 茨城県交通対策協議会

歩行者（特に子供と高齢者）の保護

令和元年中、歩行者の交通事故死者数は31人で、全死者数（107人）の約3割を占めています。

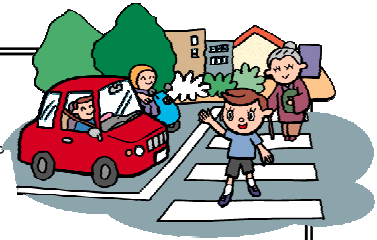
子供や高齢の歩行者を見かけたら、歩行者との間隔を十分にとり、スピードを落とし、思いやりのある運転をしましょう。

運転者の方へ

- 横断歩道があるところでは減速し、歩行者がいる場合は一時停止しましょう。
- 夜間、先行車や対向車がない時は、ライトを上向きに切り替えましょう。

歩行者の方へ

- 歩行者の方は、道路を横断する際は横断歩道を利用し、必ず左右の安全を確認してから横断しましょう。



飲酒運転・スピード違反・過労運転等の防止

- 飲酒運転やスピードの出し過ぎ、過労運転などの危険な運転は、重大事故に直結します。交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。
- また疲労が蓄積した状態での運転は注意力が散漫になり思わぬ危険を招きます。長時間にわたって運転する時は、運転に集中できるように、2時間に1回は休憩をとりましょう。

◇ 飲酒運転根絶のための県下一斉広報日

7月22日（水）
7月31日（金）



自転車の安全利用の促進

令和元年中の自転車に関係した交通事故死者数は17人で全死者数の約15%を占めています。特に交差点等での出会い頭の衝突が最も多く、次いで右左折時の車両相互の衝突となっています。自転車安全利用五則に従い安全運転に努めましょう。

車のドライバーの方は、安全な間隔で自転車の脇を通過するなど思いやりの運転を心がけましょう。



- 携帯電話やスマートフォンを手に持ち、通話や操作をしながらの運転
- 携帯電話やスマートフォン・音楽プレーヤー等の画面を見ながらの運転
- ヘッドホン等を使用して、安全に必要な音が聞こえないような状態での運転

《 自転車安全利用五則 》

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

- 自転車が加害者となる交通事故では、加害者側に高額な賠償金が生じることがあります。交通ルールを守り、自転車の安全運転を心がけるとともに、**万が一の事故に備え損害賠償責任保険に加入しましょう。**

※茨城県交通安全条例改正により、自転車保険への加入が努力義務となりました。（令和元年6月施行）